

1. 業務全般

(1) 業務概要

公演記録支援業務に係る業務は次のとおり。

- ① 公演記録映像・音声収録等業務
  - a. 公演記録映像収録等業務
  - b. 公演記録音声収録等業務
- ② 映像資料複製業務
- ③ 公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務

(2) 業務提供対象

令和11年12月1日から事業終了まで、国立劇場における業務を対象とする。

(3) 業務実施体制

① 全般

- a. 業務実施にあたり、適切な実施体制を計画・立案し、遅滞なく業務を行うこと。
- b. 本業務を統括管理する業務責任者を配置すること。
- c. 業務責任者は、テクニカルディレクターと同等以上の実績を有すること。また、業務従事者を兼ねることができる。

② 業務実施体制の構築

- a. 公演記録映像・音声収録等業務及び映像資料複製業務の業務実施体制については、振興会から2か月前までに提示する月の公演数、公演スケジュール及び公演時間帯等をもとに、1か月前までに計画・立案し、振興会の確認を得ること。ただし、種々の要因によりこの期間を確保できない場合は、振興会から事業者連絡を行い、対応について協議するものとする。なお、現行の公演スケジュールについて、参考として【参考資料5-1-1】「国立劇場大劇場、小劇場、演芸場及び国立能楽堂の公演実績表」に示す。
- b. 公演記録映像・音声収録等業務及び映像資料複製業務の各月の業務に係るポスト数は毎月末締めでまとめ、振興会に提出すること。
- c. 前掲(1)①の業務については、同一の業務従事者が担当してもよい。

③ その他

- a. 事業者は、毎月末日、業務完了後に業務完了報告書を振興会に提出すること。
- b. 振興会が業務実施のために必要と認めた工具、材料費等のほか、国立劇場以外で打合せ等を行う必要が生じた場合に要する旅費、宿泊費、日当等の出張費についても、毎月末締めでまとめ、振興会に提出すること。
- c. 当該業務については、年度ごとに業務量の実績に応じた対価を支払うこととする。対価の支払方法等については、「事業者の算定及び支払方法」(資料-1-3)による。

(4) 業務上の留意点

- ① 業務上、振興会の所有する施設、設備及び備品等を使用するときには、事前に申告すること。また、使用後は原状に復すること。
- ② 設備・備品等に異常・破損等を認めた場合は、速やかに振興会に連絡すること。
- ③ 振興会の所有する施設、設備及び備品等を丁寧に扱い、運用、管理及び保全に積極的に協力すること。
- ④ 業務終了の際は施錠及び火気の確認を徹底すること。
- ⑤ 業務に係わる部屋の清掃及び整理整頓を行い、許可なく第三者を入室させないこと。
- ⑥ 火災、盗難、事故の予防に万全を期すること。
- ⑦ 来場者には丁寧に應對し、必要に応じて振興会に連絡すること。

## 2. 公演記録映像・音声収録等業務

### (1) 公演記録映像収録等業務

#### ① 全般

- a. 公演記録映像収録に関わる次の業務を行うこと。
  - (a) 公演記録映像収録業務
  - (b) 公演記録映像収録設備運用業務
  - (c) 公演記録映像編集業務
- b. 業務提供場所は、大劇場、小劇場、演芸場、【添付資料4-5-7】「調査資料各室性能表」のうち公演記録に係る室及びその他振興会が必要と認める場所とする。
- c. 国立劇場の諸室を用いた作業可能時間は、原則として8時30分から22時の間とし、この時間内で作業開始から機器・装置の撤収等の後片付けまでを行うこととする。ただし、特別な事態が発生した場合には振興会と協議すること。
- d. 現行業務における使用機器やポスト数を、参考として【参考資料5-3-7】「公演記録支援業務に関するデータ」1. に示す。
- e. 業務従事者は、次の要件を満たすこと。
  - (a) 使用設備、機器類について、本業務遂行に必要な知識を有し、かつその操作に習熟していること。
  - (b) 舞台芸術の映像収録に関し、提供資料等を踏まえ、伝統芸能や大衆芸能それぞれに固有の演技・演出、舞台各部の名称及び構造等について理解を深めるとともに、再録のできない映像等の収録に対応できる技術と経験を有すること。
  - (c) ライブ配信による映像中継が行われる場合には、同様の条件で対応できる技術及び経験を有すること。

#### ② 公演記録映像収録業務

##### a. 業務内容

- (a) 公演記録映像収録業務に関わる業務従事者は、テクニカルディレクター、カメラマン、ビデオエンジニアに分かれ業務を行う。それぞれの具体的な業務内容と、条件は次に示す。
- (b) 業務の実施に際し、カメラ等必要機材の運搬、設置、回線敷設、調整等を原則として業務開始1時間前までに行うこと。ただし、公演ごとに準備可能な時間等が異なるため、詳細については振興会に確認すること。また業務終了後は、これらを撤去し、原状に復すこと。
- (c) 参考として、実際に作成された公演記録映像を、【参考資料5-3-18】「公演記録映像」として示す。

##### b. テクニカルディレクターの業務内容

- (a) 原則として、下見の前日までに収録する公演を見学し、国立劇場担当者が提供するカット割台本に基づいて技術的な検討を加えた公演記録映像収録用仮台本を作成する。なお、カット割台本の変更については本番直前まで対応すること。
- (b) 下見では、チーフカメラマンと共に公演を見学し、公演記録映像収録用仮台本に基づいて収録のための公演記録映像収録業務及び公演記録映像収録設備運用業務の業務従事者との打合せを行う。テスト収録前日までに公演記録映像収録用台本を作成し国立劇場担当者と内容を確認すること。
- (c) テスト収録及び本番収録では、AV室内のモニター画面及び公演記録映像収録用台本に基づいて、カメラマン及びビデオエンジニアと密接な連携をとり、的確に映像の切替えを行うこと。
- (d) 公演記録映像収録業務の経過及び結果について振興会に報告し、確認を得ること。

##### c. テクニカルディレクターに要求する水準

- (a) 直近10年以上の映像収録経験を有すること。
- (b) 放送用カメラのカメラマンとして5年以上の経験を有し、カメラの特性やその操作について習熟した技能を有すること。
- (c) 大劇場・小劇場におけるテクニカルディレクターは、劇場等において、4台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継の経験を有すること。

- (d) 演芸場におけるテクニカルディレクターは、演芸場等において、2台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継の経験を有すること。
- (e) 公演の内容を理解し、その制作意図に沿った映像を構成する技能を有すること。
- (f) 公演記録映像収録業務の特殊性を認識し、かつ関連する業務全般の業務従事者を総括し、的確な指示ができること。
- d. カメラマンの業務内容
  - (a) カメラ操作を担当し、テクニカルディレクターの指示に従って映像を撮影すること。
  - (b) カメラマンの中からチーフカメラマン1名を選任する。チーフカメラマンは、テクニカルディレクターと共に下見に参加し、公演記録映像収録用仮台本に基づいて本番の撮影のための打合せを行うこと。
  - (c) テスト収録及び本番収録において、テクニカルディレクター及び他のカメラマンと密接な連携をとって撮影を行うこと。
- e. カメラマンに要求する水準
  - (a) 放送用カメラのカメラマンとして、直近5年以上の経験を有し、カメラ操作について撮影に支障のない優れた技能を有すること。
  - (b) 大劇場・小劇場におけるカメラマンは、劇場等において、4台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継収録の経験を有すること。
  - (c) 演芸場におけるカメラマンは、演芸場等において、2台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継収録の経験を有すること。
- f. ビデオエンジニアの業務内容
  - (a) カメラの映像調整等を行うこと。
  - (b) テスト収録及び本番収録では、テクニカルディレクターと密接な連携をとり、公演の内容に応じて映像調整を行うこと。
- g. ビデオエンジニアに要求する水準
  - (a) 直近10年以上の映像収録経験を有し、うち5年以上ビデオエンジニアとしての実務経験を有すること。
  - (b) 大劇場・小劇場におけるビデオエンジニアは、劇場等において、4台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継収録の経験を有し、フェードイン、フェードアウト、カットイン、カットオフ及びチョンパ等場面ごとに大きく照度や色彩が変化する舞台照明に的確に対応し、収録映像を調整する技能を有すること。
  - (c) 演芸場におけるビデオエンジニアは、演芸場等において、2台以上のカメラを切替えて収録する舞台芸術収録の経験を有し、舞台照明に的確に対応し、収録映像を調整する技能を有すること。
  - (d) 大劇場・小劇場におけるビデオエンジニアは、白塗りの化粧を施した出演者、金紙張りの大道具や極彩色の衣裳、幕類等伝統芸能特有の多様な色彩に的確に対応し、色彩等を忠実に再現した映像を収録する調整技術を有すること。
  - (e) 演芸場におけるビデオエンジニアは、衣裳、幕類等大衆芸能特有の多様な色彩に的確に対応し、色彩等を忠実に再現した映像を収録する調整技術を有すること。
- ③ 公演記録映像収録設備運用業務
  - a. 業務内容
    - (a) 下見、テスト収録及び本番収録では、VTR等公演記録映像収録設備及び機器の操作を行うとともに、テクニカルディレクターと密接な連携をとり、収録を行うこと。
    - (b) スwitchingされた映像信号と音声収録業務で収録した音声信号をリアルタイムで記録媒体に収録すること。
    - (c) 収録終了後は速やかに収録データを編集機ストレージに取り込むこと。
    - (d) 振興会が作成したテロップ原稿をもとに、公演記録に関わるテロップを作成すること。
    - (e) 公演記録を収録した次の保存用媒体の作製及び視聴用媒体の複製を行うこと。媒体の変更には適宜対応すること。

保存用媒体：XDCAM、LT0-7、HDD

視聴用媒体：ブルーレイディスク、DVD

- (f) 音声収録業務において実施するプレビュー時のVTR操作等、公演記録完成版（完パケ）作成に必要な映像収録機器の操作を行うこと。
  - (g) 業務の実施に際し、カメラ等必要機材の運搬、設置、回線敷設、調整等を原則として業務開始1時間前までに行うこと。ただし、公演ごとに準備可能な時間等が異なるため、詳細については振興会に確認すること。また業務終了後は、これらを撤去し、原状に復すこと。
- b. 業務従事者に要求する水準
- (a) 放送用カメラの特性やその操作性について習熟した技能を有すること。
  - (b) 大劇場・小劇場における公演記録映像収録設備運用業務の業務従事者は、劇場等において、4台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継収録の経験を有すること。
  - (c) 演芸場における公演記録映像収録設備運用業務の業務従事者は、演芸場等において、2台以上のカメラを切替えて収録する舞台中継収録の経験を有すること。
  - (d) 公演の内容を理解し、その制作意図に沿った映像を構成する技能を有すること。
  - (e) 公演記録映像収録業務の特殊性を認識し、業務遂行にあたり、他業種との連携を理解していること。

④ 公演記録映像編集業務

a. 業務内容

- (a) 公演記録映像編集業務では、公演記録の完成版（完パケ）作成のため、収録した公演記録の不要部分の削除、テロップの挿入等を行うこと。
- (b) 完パケとなった映像ファイルを、保存媒体へ複製すること。
- (c) 編集機ストレージ内の完パケデータについて、必要に応じてデータ削除を行うこと。

b. 業務従事者に要求する水準

- (a) 公演記録映像編集業務に関わる業務従事者は、業務従事者の要件に加えて、コンピュータソフトウェア及びコンピューター本体について十分な知識を有し、かつその操作に習熟していること。

(2) 公演記録音声収録等業務

① 全般

a. 公演記録音声収録に関わる次の業務を行うこと。

- (a) 公演記録音声等収録業務
- (b) 公演記録完成確認業務
- (c) 効果音用の録音業務、録音室の設備、機器、備品類の管理業務

b. 業務提供場所は、大劇場、小劇場、演芸場、録音室、及びその他振興会が必要と認める場所とする。

c. 国立劇場の諸室を用いた作業可能時間は、原則として8時30分から22時の間とし、この時間内で作業開始から機器・装置の撤収等の後片付けまでを行うこととする。ただし、特別な事態が発生した場合には振興会と協議すること。

d. 現行業務における使用機器やポスト数を、参考として【参考資料5-3-7】「公演記録支援業務に関するデータ」2.(1)(2)に示す。

e. 業務従事者は、次の条件を満たす者であること。

- (a) 設備、機器類について、本業務遂行に必要な知識を有し、かつその操作に習熟していること。
- (b) 舞台芸術の音声収録に関し、提供資料等を踏まえ、歌舞伎、文楽、日本舞踊、邦楽、雅楽、声明、民俗芸能、大衆芸能等の伝統芸能の音声等収録に関する理解を深めるとともに、再録のできない音声等の収録に対応できる技術並びに経験を有すること。
- (c) 劇場、演芸場等で上演される伝統芸能公演の、舞台音響業務や音声等収録業務に従事した経験を有すること。

(d) 本業務の実施に際し、振興会と緊密に連絡・調整を行い、安全・確実に本業務を実施する能力を有すること。

② 公演記録音声等収録業務

a. 業務内容

(a) 振興会から提供された公演記録収録計画、公演記録収録用台本、道具帳等公演に係る資料から音声等収録のためのプランを作成し、プランに則った収録用マイクロフォン等の仕込み図、回線引き回し図及び音声等収録用進行表等の資料を作成すること。

(b) 前掲(a)の収録用資料をもとに、使用するマイクロフォン等の設備、機材を選定すること。

(c) 前掲(a)で作成するプランをもとに、事前に舞台音響担当者と打合せすること。

(d) 原則として、公演記録収録の実施前に当該公演又はその舞台稽古等の下見、マイクテスト（以下「テスト」という。）を行う。下見では、前掲(a)の収録用資料をもとに、舞台進行に即応した収録業務の手順を確認すること。

(e) テストの実施前に録音室、録音室等の公演記録等音声収録設備の点検、舞台等へのマイクロフォン等機材の設置、点検を行うこと。

(f) テストでは、次のとおり、本番と同様の体制で収録を行う。

- ・公演記録録音調整卓担当：伝統芸能のジャンル、出演者の演技、演奏家の演奏及び公演の進行に合わせて最適な調整を行うこと。
- ・録音機器担当：機器の特性を理解し、安定した収録を行うこと。
- ・上手ステージ担当・下手ステージ担当：公演の進行を把握し、他の業務従事者と密接に連絡・調整をとりつつ安全・確実にマイクロフォン等収録機材の設置、移動、撤去等を行う。舞台進行の急な変更に際しては、公演記録録音調整卓担当等と連携し、迅速に対応する。
- ・その他：公演の内容等に応じて別途業務従事者を配置すること。

(g) テストの状況を踏まえ、場合によっては使用機材や業務従事者の配置を見直す等、改善を加え、本番の音声等収録を行うこと。

③ 公演記録完成確認業務

a. 業務内容

(a) 公演記録映像等収録業務の業務従事者と日程等を調整し、公演記録映像の完成版（完パケ）作成にあたり、音声等に係る部分の編集を行うこと。

(b) 編集の完了した公演記録映像の完成確認（プレビュー）を行うこと。

(c) 公演記録収録から公演記録映像の完成確認（プレビュー）までの日程等を管理・調整すること。

(d) 公演記録完成版に付帯するテクニカルデータシートの作成・整理を行うこと。なお、参考として、テクニカルデータシートのフォーマットを【参考資料5-3-7】「公演記録支援業務に関するデータ」2.（3）に示す。

(e) 公演記録等音声収録設備の保守点検に立ち会うこと。

④ 効果音用の録音業務、録音室の設備、機器及び備品類の管理業務

振興会の指示に従って、主催公演や国立劇場施設内で実施する貸公演等で使用する効果音等の録音を行うほか、設備、機器及び備品類について、数量・使用頻度の確認、外観・機能の点検を実施し、使用前後のメンテナンス等の簡易な修繕等を行うこと。更新や専門業者の修理が必要な場合は、振興会に報告すること。

3. 映像資料複製業務

(1) 振興会の指示に従い、公演記録等の映像資料（HDCAM、DVCAM、VHS、外付けハードディスク、DVD又はブルーレイディスク）の一部又は全部を、レファレンスルームでの視聴、出演者への配布、その他の複製利用を目的として、HDCAM、DVD又はブルーレイディスク等に複製（ダビング）して検視・検聴を行い、納品すること。

- (2) 作業場所については、国立劇場の外に作業が十分に可能な場所を準備することも含め、別途振興会と協議すること。
- (3) 業務従事者は、映像資料の複製、検視・検聴、納品のすべてを滞りなく実施でき、また、納品物の盤面等印字にあたり、常用外漢字に関する相応の知見を有し、作字対応ができる者であること。
- (4) 複製媒体の HDCAM、DVD 又はブルーレイディスクは振興会が支給する。複製物には盤面印字を行うこと。盤面印字は振興会が指定する印字用プリンター（CW-100 及び EP-306、または同等品）を使用すること。
- (5) 現行業務における盤面印字例や使用機器を、参考として【参考資料 5-3-7】「公演記録支援業務に関するデータ」3. に示す。

#### 4. 公演記録写真リサイズ・ディスク作製業務

- (1) 振興会が精選したデジタル信号で記録された国立劇場における公演記録写真全点について、編集作業を行い、CD-R 及び DVD-R のディスクに収納し、振興会へ納品すること。納品時は各納品物の単価と作成部数等を明示した納品書を作成し、振興会に提出して確認を受けること。
- (2) 国立劇場の外に、作業が十分に可能な場所を準備し、業務を実施すること。
- (3) 業務従事者は、画像のアーカイブ化作業にあたり、伝統芸能特有の多様な色彩に対応し、再現性を保って長期保存するための正確な技能を有する者とする。
- (4) 原稿は、撮影内容により作製工程及び作製物に小異があるため、詳細は次の【A】から【D】の記号を用いて記載する。(以下、撮影内容は該当記号で表記、無記号は共通仕様)
  - 【A】 舞台面（大劇場・小劇場）
  - 【B】 舞台面（演芸場）
  - 【C】 歌舞伎扮装図鑑（歌舞伎公演）
  - 【D】 文楽人形・小道具（文楽公演）
- (5) 振興会より作業指示は随時行い、その際オリジナルサイズ画像データを収納した DVD-R 又はブルーレイディスクを貸与する。
- (6) 振興会は、発注書に【A】から【D】の撮影内容、公演名及び点数等を記す。【C】【D】に関しては、画像の縦横指示のため、複数の画像を並べて印刷したインデックスプリント（以下「インデックスプリント」という。）を貸与する。
- (7) 色の再現性が調整されたモニターを使用すること。
- (8) 【A】【B】の画像に埋め込まれたカラープロファイルの保持、プロファイル不在の場合 Adobe RGB の埋め込みを行うこと。
- (9) 【C】【D】の色調補正及び修正等については、次のとおり行うこと。
  - ① 色調補正は、支給する DVD-R 又はブルーレイディスクの画像冒頭にあるカラーチャートに従い、一点ごとに赤色等の色かぶりを除去したうえで、各資料にとって最もふさわしい色合いに統一すること。特に髪の毛は黒くつぶれないように注意すること。
  - ② 部分的に撮影時に使用したバック紙の見切れがある場合は、他の画像データと統一感ができるように、適宜塗りつぶしやトリミングによる修正を加えること。
  - ③ 作業は Photoshop CS2 以上のソフトを使用して行うこと。

- ④ 画像データ縦横位置の正像化を行うこと。
- (10) オリジナルサイズ画像データについては、次のとおりディスクを作成すること。
- ① DVD-Rに画像データを収納すること。ただし、【A】【B】については、1公演単位で収納すること。
  - ② 画像データを収納したDVD-Rのディスクに、収納内容の識別のため撮影内容、公演名及び点数等を記したメモを貼付すること。
  - ③ ディスクは、盤面印字が可能なものを使用すること。
  - ④ ディスクは、厚さ10mmのプラスチックケースに入れ納品すること。
- (11) リサイズ画像データについては、次のとおりディスクを作成すること。
- ① 編集作業後の各画像を、縦画像高さ768pix 横画像高さ512pix の72dpiJPEGにそろえること。また、縦横比率の変更は行わないこと。
  - ② CD-Rに画像データを収納すること。ただし、【A】【B】については、1公演単位で収納すること。
  - ③ 画像データを収納したCD-Rのディスクに、収納内容の識別のため撮影内容、公演名及び点数等を記したメモを貼付すること。
  - ④ ディスクは、盤面印字が可能なものを使用すること。
  - ⑤ インデックスプリントについて、【D】についてはCD-Rに収納したデータをさらにリサイズし、インデックスプリント用の画像データを作成すること。また、発注時の指定（種別、コマ数、シート数）により、254mm×364mmサイズの銀塩処理を施した出力用印画紙に、1枚につき最大32コマ（1コマ：52mm×35mm）を配列し、ファイル名を付したインデックスプリントを納品すること。
  - ⑥ ディスクは、厚さ5mmのプラスチックケースに入れ納品すること。
- (12) 現行業務における作業工程や予定数量を、参考として【参考資料5-3-7】「公演記録支援業務に関するデータ」4. に示す。